

平成30年第11回栗原市農業委員会総会議事録

平成30年11月28日午後1時30分、下記の件の議定のため、平成30年第11回栗原市農業委員会総会を、栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第 1号 農地の現状変更届出について
- 日程第 5 報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 6 報告第 3号 使用貸借権の解約通知について
- 日程第 7 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 8 議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第 9 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第 4号 農地転用事業計画変更承認申請について
- 日程第11 議案第 5号 農用地利用集積計画について
- 日程第12 議案第 6号 非農地証明願について

1 出席委員 (21名)

- | | |
|--------------|-------------------|
| 1番 三浦正勝委員、 | 2番 大黒昭夫委員、 |
| 3番 阿部一信委員、 | 4番 吉田優俊委員、 |
| 5番 岩淵敬一委員、 | 6番 佐竹きみ子委員、 |
| 7番 狩野善典委員、 | 8番 大場裕之委員、 |
| 9番 曾根金雄委員、 | 10番 千葉優子委員、 |
| 11番 鈴木春江委員、 | 12番 尾形陽一郎委員、 |
| 13番 及川正一委員、 | 14番 多田仁一委員、 |
| 15番 佐々木吉司委員、 | 17番 岩淵弘委員、 |
| 19番 佐藤勝委員、 | 20番 狩野和義委員、 |
| 21番 秋山憲義委員、 | 23番 黒澤光啓 会長職務代理者、 |
| 24番 鈴木康則 会長 | |

2 欠席委員 (3名)

- | | |
|-------------|-------------|
| 16番 菅原英俊委員、 | 18番 佐々木弘委員、 |
| 22番 米山嘉彦委員 | |

3 議事に参与した者

事務局長	小野寺 昭 仁
事務局長補佐	阿 部 泰 憲
主幹兼農地農政係長	小野寺 崇
農地農政係 主査	菅 原 賢 一
農地農政係 主査	千 葉 美 香

(午後1時30分 開会)

議長 (会長)

ご起立願います。「ご苦勞様です。」ご着席願います。
只今から、平成30年第11回 栗原市農業委員会総会を開会いたします。

議長 (会長)

ただいまの出席委員は20名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

議長 (会長)

欠席及び遅刻の通告があります。
議席番号16番 菅原 英俊 委員、議席番号18番 佐々木 弘 委員、議席番号22番 米山 嘉彦 委員から、所用のため欠席する旨の通告、議席番号4番 吉田 優俊 委員から所用のため遅刻する旨の通告があります。

議長 (会長)

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
なお、議案説明等のため、事務局長ほか、関係職員を出席させております。

議長（会長）

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、議席番号14番 多田 仁一 委員、議席番号15番 佐々木 吉司 委員の両名を指名いたします。

議長（会長）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

— [異議なし] の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定しました。

議長（会長）

日程第3、事務報告を行います。

事務局長から報告いたします。

事務局長

10月30日から11月28日までの事務・事業結果並びに11月29日から12月26日までの事務・事業予定について、報告。

議長（会長）

これで、日程第3、事務報告を終わります。

議長（会長）

日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、を報告します。

第1区の番号1番の1案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田1筆 863㎡の内180㎡、先月の総会で審議した農業振興地域整備計画の変更に係る諮問案件において、農業用施設用地と用途変更されたことに伴い、農業用施設である農機具置場として利用する旨の1案件を説明報告。

議長（会長）

次に、去る11月20日、議席番号23番 黒澤 光啓 会長職務代理者、農地利用最適化推進委員の 氏家 優一 委員及び 小原 公康 委員が、現地確認を行っておりますので、その結果の報告をお願いします。

それでは、氏家 優一 推進委員から報告願います。

佐藤 秀男 推進委員

報告第1号の番号1番について現地確認調査を行ってまいりましたので、報告します。

現地の地目は田であります。既に転作田として北側は育苗ハウスとして利用されておりました。また、先月の農業振興地域整備計画の変更で、用途変更が承認されている案件で、排水等についても特に問題はなく、周辺農地に与える影響もないものと確認してまいりましたので、報告いたします。

議長（会長）

これで、日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、報告を終わります。

議長（会長）

日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告します。

第1区の番号1番から5番までの5案件、

第2区の番号6番から14番までの9案件、

第3区の番号15番及び16番の2案件、

併せて、16案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、一迫地区の田1筆 4, 548㎡、議案第1号 農地法第3条許可関連で、所有権移転贈与（特定遺贈）を行うため、基盤法の双方合意による賃貸借権設定解約の1案件、

番号2番は、一迫地区の田4筆 2, 863㎡、贈与を行うため、農地法第3条の双方合意による賃貸借権設定解約の1案件

番号3番は、瀬峰地区の田1筆 1, 022㎡、自作を行うため、農地法第3条の双方合意による賃貸借権設定解約の1案件

番号4番は、瀬峰地区の田2筆 7, 917㎡、畑1筆 818㎡、合計 8, 735㎡、売買を行うため、農地法3条の双方合意による賃貸借権設定解約の1案件、

番号5番は、瀬峰地区の田1筆 2, 390㎡、自作を行うため、農地法第3条の双方合意による賃貸借権設定解約の1案件、

第2区の番号6番は、若柳地区の畑1筆 444㎡、農地中間管理機構への貸出を行うため、農地法第3条の双方合意による賃貸借権設定解約の1案件、

番号7番は、若柳地区の田20筆 40, 073㎡、借受人の労働力不足のため、基盤法の双方合意による賃貸借権設定解約の1案件、

番号8番は、若柳地区の田14筆 11, 060㎡、売買を行うため、基盤法の双方合意による賃貸借権設定解約の1案件

番号9番は、金成地区の田2筆 8, 108㎡、畑3筆 923㎡、合計 9, 031㎡、議案第1号 農地法第3条許可関連案件で、後継者に使用貸借権設定を行うため、農地法3条の双方合意による賃貸借権設定解約の1案件、

番号10番は、金成地区の田2筆 1, 607㎡、議案第5号 農用地利用集積計画関連で、所有権移転売買を行うため、基盤法の双方合意による賃貸借権設定解約の1案件、

番号11番は、金成地区の田1筆 990㎡、借受人を変更するため、基盤法の双方合意による賃貸借権設定解約の1案件、

番号12番及び番号13番は、金成地区の田1筆 518㎡、議案第5号 農用地利用集積関連で、他の借受人に賃貸借権設定を行うため、農地中間管理事業の双方合意による賃貸借権設定解約の2案件、

番号14番は、志波姫地区の田2筆 3, 407㎡、農地を取得するため、基盤法の双方合意による賃貸借権設定解約の1案件、

第3区の番号15番は、栗駒地区の田13筆 12, 960㎡、議案第1号 農地法第3条許可関連案件で、他の借受人に賃貸借権設定を行うため、農地法3条の双方合意による賃貸借権設定解約の1案件、

番号16番は、栗駒地区の田3筆 2, 890㎡、自作を行うため、農地法第3条の双方合意による賃貸借権設定解約の1案件

以上、16案件を説明報告。

議長（会長）

これで、日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について報告を終わります。

議長（会長）

日程第6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、報告いたします。

第2区の番号1番から3番までの3案件、

第3区の番号4番の1案件、

併せて、4案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第2区の番号1番は、若柳地区の田5筆 6, 164㎡、畑2筆 1, 143㎡、合計7, 307㎡、新たに賃貸借権設定を行うため、農地法第3条の親子間による使用貸借権設定解約の1案件、

番号2番は、志波姫地区の畑1筆 496㎡、議案第1号 農地法第3条許可関連案件で、所有権移転売買を行うため、農地法第3条の親子間による使用貸借権設定解約の1案件、

番号3番は、志波姫地区の田1筆 496㎡、売買を行うため、農地法第3条の親子間による使用貸借権設定解約の1案件

第3区の番号4番は、栗駒地区の田6筆 12, 004㎡、議案第5号 農用地利用集積計画関連で、賃貸借権設定を行うため、農地法第3条の親子間による使用貸借権設定解約の1案件

以上、4案件を説明報告

議長（会長）

これで、日程第6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、報告を終わります。

議長（会長）

日程第7、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限に該当する案

件がありますので、先に審議を行います。

初めに、第2区の番号9番の1案件を審議します。

議席番号5番 岩淵 敬一 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

議長（会長）

暫時休憩します。（午後 1時46分）（5番 岩淵 敬一 委員 退席）

議長（会長）

会議を再開します。（午後 1時47分）

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号9番は、若柳地区の田1筆 4, 124㎡、労働力不足ため、相手方の要望による賃貸借権設定の1案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長（会長）

次に、去る11月22日、議席番号14番 多田 仁一 委員、農地利用最適化推進委員の 小野 大介 委員及び 阿部 正一 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いします。

それでは、議席番号14番 多田 仁一 委員から報告願います。

14番 多田 仁一 委員

現地確認調査結果について、報告いたします。

詳細については、事務局が説明したとおりであり、労働力不足のため、相手方の要望による賃貸借権設定であり、なんら問題はないものと確認してまいりました。以上、報告いたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号9番の1案件は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号9番の1案件は、原案のとおり許可することに、決定いたしました。

議長（会長）

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号5番 岩淵 敬一 委員の入場を許可します。

議長（会長）

暫時休憩します。（午後 1時49分）

議長（会長）

会議を再開します。（午後 1時50分）

第1区の番号1番から7番までの7案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田1筆 1, 830㎡、老齢により家族へ経営を引き継ぐため、持分贈与による所有権移転贈与の1案件、

番号2番は、高清水地区の畑3筆 1, 361㎡、破産手続き開始による財産処分のため、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号3番は、一迫地区の畑1筆 957㎡、労働力不足のため、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号4番は、一迫地区の田1筆 4, 548㎡、畑4筆 5, 623㎡、合計 10, 171㎡、特定遺贈を執行するため、遺言による所有権移転贈与の1案件、

番号5番は、一迫地区の田4筆 6, 333㎡、老齢により経営継承するため、親子間による所有権移転贈与の1案件、

番号6番は、一迫地区の田2筆 1, 155㎡、耕作不便のため、耕作利便者への所有権移転贈与の1案件

番号7番は、瀬峰地区（一部高清水地区）の田85筆 70, 146㎡、畑26筆 28, 487㎡、合計 98, 633㎡、農業後継者へ経営継承するため、親子間による所

有権移転贈与の1案件、
以上、7案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、小原 公康 委員から報告願います。

小原 公康 推進委員

議案第1号について、書類審査及び現地確認調査を実施して来ましたので、報告いたします。

番号1番から7番までの詳細については、事務局から説明あったとおりであり、労働力不足や財産処分による売買及び贈与、親子間の経営移譲による贈与となっており、許可にあたっては、基準要件である効率的な利用や周辺地域の農地利用にも支障がなく、特に問題ないものと判断いたしました。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

議長（会長）

はい、1番 三浦委員。

1番 三浦 正勝 委員

番号1番の案件について、妻・子・孫4人に対し、持分各 $\frac{3}{2}$ 分の1となっているが、その理由について伺う。

また、番号7番の案件で、高清水地区の畑1筆 7, 927㎡について、持分 $\frac{3}{1}$ 分の1となっているが、組合所有等の持分であるのか、面積は、合計面積なのか、持分 $\frac{3}{1}$ 分の面積なのか伺う。

議長（会長）

はい、事務局説明。

事務局

番号1番については、贈与税対策の一環として毎年贈与しているものであり、持分各 $\frac{3}{2}$ 分の1を8年かけて贈与する案件である。

番号7番については、個人3名、3分の1の共有地であり、今回は、申請人自身の持分3分の1を贈与する案件となっている。また、面積は、共有者3名の全体面積（登記台帳面積）となっている。

議長（会長）

よろしいですか。他にありませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号8番及び10番から17番までの9案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

番号8番は、若柳地区の田24筆 25, 200㎡、畑1筆 336㎡、合計 25, 536㎡、農業後継者へ経営継承するため、親子間による所有権移転贈与の1案件、

番号10番は、金成地区の畑1筆 1, 808㎡、労働力不足のため、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号11番は、金成地区の畑3筆 3, 098㎡、労働力不足のため、経営規模拡大による所有権移転贈与の1案件、

番号12番は、金成地区の田6筆 6, 543㎡、農業後継者へ経営継承するため、親子間による所有権移転贈与の1案件、

番号13番は、金成地区の田27筆 31, 445㎡、畑3筆 923㎡、合計 32, 368㎡、農業者年金継続受給のため、親子間の経営継承による使用貸借権設定の1案件、

番号14番は、金成地区の畑1筆 44, 714㎡、農地法第5条許可関連案件で、営農型太陽光発電設備を設置するため、相手方の要望による区分地上権設定の1案件、

番号15番は、志波姫地区の畑1筆 496㎡、耕作不便のため、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号16番は、志波姫地区の田6筆 4, 846㎡、畑1筆 228㎡、合計 5, 074㎡、農業後継者へ経営継承するため、孫への所有権移転贈与の1案件、

番号17番は、志波姫地区の田1筆 462㎡、経営規模拡大のため、相手方の要望による使用貸借権設定の1案件、

以上、9案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号14番 多田 仁一 委員から報告願います。

14番 多田 仁一 委員

現地確認調査結果について、報告いたします。

詳細については、事務局が説明したとおりであり、いずれも、労働力不足のための売買や贈与、経営継承のための使用貸借等であり、特に問題ないものと判断しました。ご審議の程、よろしくお願いたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号18番から28番までの11案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

番号18番は、栗駒地区の田2筆 4, 981㎡、

番号19番は、栗駒地区の田3筆 7, 414㎡、畑1筆 98㎡、合計 7, 512㎡、

番号20番は、栗駒地区の田1筆 958㎡、

番号21番は、栗駒地区の田1筆 1, 337㎡、

いずれも、経営規模拡大のため、相手方の要望による所有権移転贈与の4案件、

番号22番は、栗駒地区の田2筆 2, 275㎡、農業後継者へ経営継承するため、親子間による所有権移転贈与の1案件、

番号23番は、栗駒地区の田13筆 12, 960㎡、

番号24番は、栗駒地区（一部一迫地区）の田18筆 18, 654㎡、

番号25番は、栗駒地区の田8筆 23, 463㎡、

いずれも、労働力不足のため、相手方の要望による賃貸借権設定の3案件、

番号26番は、鶯沢地区の畑1筆 990㎡、労働力不足のため、経営規模拡大による所有権移転売買の1案件、

番号27番は、鶯沢地区の田9筆 14, 081㎡、畑2筆 877㎡、合計 14, 958㎡、遠距離で耕作不便のため、経営継承による所有権移贈与の1案件、

番号28番は、鶯沢地区の田1筆 316㎡、耕作不便のため、相手方の要望による使用貸借権設定の1案件、

以上、11案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長（会長）

次に、去る11月22日、議席番号15番 佐々木 吉司 委員、農地利用最適化推進委員の 狩野 正行 委員 及び 芳賀 博秋 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、狩野 正行 推進委員から報告願います。

狩野 正行 推進委員

議案第1号について、書類審査及び現地確認調査を行ってまいりましたので、報告いたします。

番号18番から28番までの詳細については、事務局から説明あったとおりであり、労力不足や財産処分による贈与・売買、また、親子間の経営継承による贈与となっており、許可にあたっては、許可要件である利用効率要件や地域調和要件など、特に問題はないものと判断してまいりました。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

議長（会長）

はい、1番 三浦委員。

1番 三浦 正勝 委員

番号27番の案件について、譲受人の農業経営状況や農業生産状況について伺う。

議長（会長）

はい、事務局説明。

事務局

番号27番の労働力者数は2名、農業用機械を備えている農家（譲受人）であり、贈与を受ける側としては、特に問題のない農業者である。

議長（会長）

よろしいですか。他にありませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から8番まで及び番号10番から28番までの27案件は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から8番まで及び番号10番から28番までの27案件は、原案のとおり許可することに、決定いたしました。

議長（会長）

日程第8、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。

第2区の番号1番の1案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号1番は、志波姫地区の畑1筆 115㎡を住宅用地として転用し、市道から農地（田）までの耕作道（通路）及び駐車場を造成するものであり、農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地区域内にある第1種農地に該当するが、拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないことから、不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件が、許可要件を満たしていることを説明。

議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号14番 多田 仁一 委員から報告願います。

5番 多田 仁一 委員

議案第2号 番号1番の詳細については、事務局から説明のあったとおりであり、現地を見ますと、測量も済み、境界杭も設置されておりました。また、宅道としても使いたいとのことでありましたので、特に問題はないものと確認してきましたので報告します。ご審議の程、よろしくお願います。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号1番の1案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についての番号1番の1案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長（会長）

日程第9、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

初めに、第1区の番号1番及び2番の2案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、一迫地区の田2筆 2, 392㎡を地上権設定により借り受け、業務用用地として転用し、太陽光発電施設を設置し売電収入を得るものであり、農地区分は、山林等に囲まれた小集団の生産性の低い第2種農地である旨の1案件

番号2番は、一迫地区の畑1筆 436㎡を所有権移転贈与により父から譲り受け、住宅用地として転用し、住宅1棟及び駐車場を建築造成するものであり、農地区分は、一迫総合支所から300m以内に存する第3種農地である旨の1案件

以上、2案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号23番 黒澤 光啓 会長職務代理者から報告願います。

23番 黒澤 光啓 会長職務代理者

現地の確認調査を行ってきましたので、報告します。

番号1番の詳細については、事務局から説明があったとおりであります。現地は、図面等でも分かるように周囲は山林化されており、農地に与える影響はないものと、

番号2番についても、詳細は事務局から説明があったとおりであり、住宅化されている地域の農地の転用であり、他の農地に与える影響はないものと確認してまいりました。

以上であります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

議長（会長）

はい、20番 狩野委員。

20番 狩野 和義 委員

番号1番の案件について、西側は山林化されているとの報告であったが、過去に土所崩れが発生した箇所でもある。現地確認において、雨水等の排水計画や土砂などの流入について、問題はなかったか伺う。

議長（会長）

はい、事務局説明。

事務局

番号1番の現地は、丘陵地で休耕田となっているところであり、平場に太陽光発電設備を設置し、雨水等の排水は、自然浸透及び既存排水路を使用する計画となっており、特に問題はないものと考えている。

議長（会長）

はい、23番 黒澤 職務代理者

23番 黒澤 光啓 会長職務代理者

申請地は、平場の他に急傾斜な法面が多く存する場所で、法面は、草が繁殖し安定しており、土所崩れの発生は少ないものと確認してまいりました。また、土手の部分も安定した勾配であり、心配は無いものと見てまいりました。以上であります

議長（会長）

よろしいですか。はい20番、狩野委員。

20番 狩野 和義 委員

過去にも土砂崩れが発生した箇所でもあるので、注意して見ていきたいと思えます。

議長（会長）

他にありませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号3番から7番までの5案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号3番は、若柳地区の畑2筆 926㎡を所有権移転売買により買い受け、業務用地として転用し、太陽光発電施設を設置し売電収入を得るものであり、農地区分は、都市計画区域の用途指定地域内に存する第3種農地である旨の1案件、

番号4番は、若柳地区の田1筆 358㎡を所有権移転売買により買い受け、住宅用地に転用し、住宅及び駐車場を建築造成するものであり、農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地区域内にある第1種農地に該当するが、集落に接続して設置されることから、不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件、

番号5番は、若柳地区の畑1筆 1, 326㎡を賃貸借権設定により借り受け、業務用地として転用し、太陽光発電施設を設置し売電収入を得るものであり、農地区分は、集落等に囲まれた小集団の生産性の低い第2種農地である旨の1案件、

番号6番は、金成地区の畑1筆 44, 714㎡の内112㎡を賃貸借権設定により借り受け、業務用地として一時転用し、上部では営農型太陽光発電施設を設置し、売電収入を、下部では牧草を作付けし、収入を得るものであり、農地区分は、農用地区域内にある農地に該当するが、一時的な転用であることから、不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件、

番号7番は、志波姫地区の田1筆 1, 037㎡を所有権移転売買により買い受け、業務用地として転用し、不足する社員駐車場を造成するものであり、農地区分は、集落等に囲まれた小集団の生産性の低い第2種農地である旨の1案件、

以上、5案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長（会長）

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号14番 多田 仁一 委員から報告願います。

14番 多田 仁一 委員

農地法第5条許可申請について、現地確認調査結果を報告します。

詳細については、事務局から説明あったとおりであります、

番号3番は、申請地の周囲が既に太陽光発電設備が設置されている場所、

番号4番は、個人住宅用地で周囲は既に住宅が立ち並んでいる地域、

番号5番、6番は、太陽光発電設備の用地、

番号7番は、既存工場の駐車場が手薄になったための転用で、全ての案件において、特に問題はないものと判断しました。以上であります。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号8番の1案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

番号8番は、栗駒地区の畑1筆 96㎡を使用貸借権設定により親族から借り受け、住宅用地・商業用地として転用し、居宅兼店舗1棟及び駐車場を建築造成するものであり、農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地区域内にある第1種農地に該当するが、集落に接続して設置されることから、不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件が、許可要件を満たしていることを説明。

議長（会長）

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、芳賀 博秋 推進委員から報告願います。

芳賀 博秋 推進委員

議案第3号の番号8番についてであります。現地を確認しますと、只今事務局から説明があったとおりで、既存に住宅を取り壊し、居宅兼店舗を新築する際に、一部が申請地にかかるものであります。周辺は、住宅化しており、農地に与える影響はないものと確認してきましたので報告します。ご審議の程、よろしく願います。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から8番までの8案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から8番までの8案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長（会長）

ここで、午後 2時50分まで休憩といたします。

（休憩 午後 2時36分から2時50分まで）

議長（会長）

それでは、休憩を解き、会議を再開します。（午後 2時50分）

日程第10、議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請について、を議題といたします。

第3区の番号1番の1案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号1番は、栗駒地区の畑1筆 545㎡、当初、賃貸借権設定により転用許可を受け、太陽光発電施設を計画どおりに設置したが、権利設定の種類を地上権設定に変更したい旨の1案件を説明。

議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、芳賀 博秋 推進委員から報告願います。

芳賀 博秋 推進委員

議案第4号の番号1番について、現地の確認調査を実施してきたので、報告します。

番号1番の現状については、只今事務局から説明あったとおり、山林を利用し計画どおりに太陽光発電設備が設置されておりました。今回の変更は、一部農地に係る部分の権利設定の変更であり、特に問題はないものと確認して参りましたので、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

議長（会長）

はい、19番 佐藤委員。

19番 佐藤 勝 委員

勉強不足で申し訳ないが、権利設定区分の地上権設定とは、どのような内容であるのか伺う。

議長（会長）

はい、事務局説明。

事務局

地上権とは、工作物等を所有する目的で、その土地を使用する権利をいい、土地所有者の承諾がなくても譲渡・転貸が自由であることや登記義務があることなど、土地借地権と比較して権利が強い権利設定となります。

議長（会長）

補足しますと、この権利が設定されている土地については、所有者が建物を建てたりする場合などにおいて、権利設定者の許可がなければできないことや法務局の登記簿にも記載することができるので、さらに強い権利設定である。

よろしいですか。他にありませんか。はい、1番 三浦委員。

1番 三浦 正勝 委員

事業計画変更承認については、局長通達などを見ると、事業計画に着手しない場合や事業計画に変更が生じた場合などは、変更申請しなければならないとなっているが、今回の番号1番の案件は、権利設定の変更に伴う案件である。権利設定の変更の場合でも、この通達による変更申請をしなければならないのか伺う。

議長（会長）

はい、事務局説明。

事務局

今回の計画変更については、軽微な変更の取り扱いということで、許可権限者である宮城県と協議した案件である。

議長（会長）

よろしいですか。はい、1番 三浦委員。

1番 三浦 正勝 委員

軽微な変更であれば、農業委員会の総会で審議する必要はないと思うがいかがか伺う。

議長（会長）

はい、事務局説明。

事務局

登記法上、農地に地上権を設定し登記する場合には、許可が必要となることから、許可権限者である宮城県と協議し、総会で審議した結果に基づき、許可発行の手續としたものである。

議長（会長）

よろしいですか。他にありませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請についての、番号1番の1案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請についての、番号1番の1案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長（会長）

日程第11、議案第5号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。

初めに、第1区の番号1番及び2番の2案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

第1区の番号1番は、高清水地区の田2筆 4, 647㎡、

番号2番は、高清水地区の畑1筆 942㎡、
いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の2案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。
次に、第2区の番号3番から16番までの14案件を審議します。
それでは、内容を事務局から説明いただきます。

事務局

第2区の番号3番は、若柳地区の田1筆 78㎡、
番号4番は、若柳地区の田2筆 4,045㎡、
番号5番は、若柳地区の田1筆 995㎡、
番号6番は、若柳地区の田4筆 2,574㎡、
番号7番は、若柳地区の田4筆 3,206㎡、
番号8番は、若柳地区の田6筆 5,430㎡、
番号9番は、若柳地区の田1筆 1,954㎡、
いずれも、所有権移転売買である旨の7案件、
番号10番は、若柳地区の田1筆 2,825㎡、
番号11番は、若柳地区の田9筆 8,197㎡、
いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の2案件、
番号12番は、金成地区の田3筆 1,801㎡、所有権移転売買である旨の1案件、
番号13番は、金成地区の田8筆 7,617㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、
番号14番は、金成地区の田2筆 1,509㎡、
番号15番は、金成地区の田1筆 518㎡、
いずれも、合意解約で報告した案件の関連で、以前に、総会で審議した農業振興地域整備計画の農振地域において、農業用施設用地と用途変更されたことに伴う新規の賃貸借権設定である旨の2案件、
番号16番は、金成地区の畑1筆 44,714㎡の内44,602㎡、農地法第5条許可申請した案件の関連で、新規の使用貸借権設定である旨の1案件、
以上、14案件を説明。

議長（会長）

次に、番号14番及び15番について、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、阿部 正一 推進委員から報告願います。

阿部 正一 推進委員

番号14番及び15番について、現地確認調査を行ってきましたので報告します。
当地域の農業組合法人が、農作業の効率化のため、申請地に農業用施設を建設するものであり、現地は転作田となっており、周囲の農地にも特に影響はないものと確認してまいりました。ご審議の程、よろしく願います。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。
次に、第3区の番号17番の1案件を審議します。
それでは、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

第3区の番号17番は、栗駒地区の田6筆 12, 004 m²、新規の賃貸借権設定である旨の1案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。
それでは、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号1番から17番までの17案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号1番から17番までの17案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長（会長）

日程第12、議案第6号 非農地証明願について、を議題といたします。

最初に、第2区の番号1番及び2番の2案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号1番は、志波姫地区の田1筆 496㎡、願出地は、昭和63年頃から不耕作状態が続き、現在は、山林及び原野化し耕作困難状態となっているものであり、山林への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号2番が、志波姫地区の田1筆 1,903㎡、願出地は、昭和37年頃から不耕作状態が続き、現在は、山林及び原野化し耕作困難状態となっているものであり、山林への地目変更を願い出た旨の1案件、

以上、2案件を説明。

議長（会長）

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、阿部 正一 推進委員から報告願います。

阿部 正一 推進委員

議案第6号 非農地証明願について、現地確認調査を行ってまいりましたので、報告いたします。

番号1番及び2番については、資料の現況写真でも分かるよう、現地を確認しますと、長年にわたり不耕作状況が続き、山林化している状態でありました。農地としての復元にはかなり難しい状況であり、許可にあたっては止むを得ないものと判断いたしましたのでご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号3番の1案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

第3区の番号3番は、栗駒地区の畑1筆 1, 412㎡、願出地は、大正3年頃に畜舎を建築し長年利用していたが、平成4年に新畜舎を建築し機能を移転した後は、物置として利用、又、周囲は山林化しているものであり、宅地及び山林への地目変更を願い出た旨の1案件を説明。

議長（会長）

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号15番 佐々木 吉司 委員から報告願います。

15番 佐々木 吉司 委員

議案第6号 非農地証明願について、現地確認調査を行ってまいりましたので、報告いたします。

番号3番については、現地写真のとおり、畑の一部に畜舎を建て、現在は物置として利用、また、周囲は杉を植林し山林化している状況でありました。今後は、畑として利用もできない状態であることから、許可にあたっては、特に問題はないものと判断してまいりました。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第6号、非農地証明願についての、番号1番から3番までの3案件は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第12、議案第6号 非農地証明願についての、番号1番から3番までの3案件は原案のとおり承認することに決しました。

会長（会長）

以上をもちまして、会議案件は全て議了いたしました。

よって、これで平成30年第11回栗原市農業委員会 総会を閉会いたします。

ご起立願います。ご苦労様でした。

< 午後 3時15分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員